

東成瀬村あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付要綱

令和2年10月1日

告示第73号

(目的)

第1条 この要綱は、東成瀬村在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「支援センター」という。）への入会登録料を東成瀬村が助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は次のいずれにも該当するものとする。

(1) 独身者

(2) 入会日において東成瀬村に住所を有する者

(3) 村税その他村に対する納付金を滞納していない者

(負担の金額)

第3条 負担する金額は、支援センター入会登録料 10,000 円（登録日から2年間有効）とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、「東成瀬村あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼納付等状況調査同意書（様式第1号）」にあきた結婚支援センター入会登録料の負担に関する協定書第4条に定める「同意書」を添えて村長に提出するものとする。

2 交付対象者は、前項の同意書の提出をもって、あきた結婚支援センター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）の受取を支援センターに委任したものとみなす。

(助成金の請求)

第5条 支援センターは、前条に定める申請があったときは、支援センターに入会した者の負担金を月ごとにとりまとめ、翌月5日までに「入会登録料助成金請求書」に入会登録者名簿を添えて村長に提出するものとする。

(助成金の支払)

第6条 村長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、支援センターに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 村長は、負担金の交付を受けた者に偽りその他不正行為が認められたときは、交付した負担金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。